

平成 28 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試 A 日程 試験問題

公 法 系（憲法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 2 枚である。
2. 配点は、50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1 枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した穴法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

次の場合について、憲法上の問題を指摘して論じなさい。ただし、立法の委任については論じなくてよい。

Xは、社会保険事務所に勤務する厚生労働事務官であり、まったく裁量の余地のない業務を担当している。Xは、20YY年に実施された衆議院議員総選挙に際して、政党Aを支持する目的で、A党の機関紙等を、勤務時間外である休日に、勤務先の所在地や管轄区域から離れた自己の居住地の周辺で、公務員であることを明らかにせず、無言で、他人の居宅や事務所等の郵便受けに配布した。その後、Xは、国家公務員法第110条第1項第19号及び第102条第1項並びに人事院規則14-7第6項第7号に違反したとして起訴された。

〔参照条文〕

国家公務員法

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。〔第2項及び第3項、省略〕

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。〔第1号から第18号まで及び第20号並びに第2項、省略〕

十九 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

人事院規則14-7（政治的行為）

（政治的行為の定義）

6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。〔第1号から第6号まで及び第8号以下、省略〕

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

問題

本問は、公務員の政治的行為に対する制約の合憲性という基本的な論点について問うことで、判例の知識を含めて、基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。